府　令

○内閣府令第一号

孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第十五条第二項の規定に基づき、孤独・孤立対策推進法施行規則を次のように定める。

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

孤独・孤立対策推進法施行規則

地方公共団体の長は、孤独・孤立対策推進法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定により孤独・孤立対策地域協議会を設置したときは、次の各号に掲げる事項を公示するものとする。

一　孤独・孤立対策地域協議会を設置した旨

二　当該孤独・孤立対策地域協議会の名称

三　当該孤独・孤立対策地域協議会に係る法第十七条第一項に規定する孤独・孤立対策調整機関を指定したときは、その名称

四　当該孤独・孤立対策地域協議会を構成する法第十五条第一項に規定する関係機関等の名称等

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、デジタル庁所管補助金等交付規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁所管補助金等交付規則の一部を改正する庁令

デジタル庁所管補助金等交付規則（令和三年デジタル庁令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表（第九条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
マイナンバーカード関係システム事業費補助金	器具及び備品	事務機器及び通信機器	
		電子計算機（パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
		その他のもの	五
	ソフトウェア	その他の事務機器	五
預貯金口座情報提供等業務交付金	器具及び備品	事務機器及び通信機器	
		電子計算機	五

改　正　前

別表（第九条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
マイナンバーカード関係システム事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五十
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四十七
預貯金口座情報提供等業務交付金		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三十四
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	